



各 位

平成 29 年 5 月 12 日

会社名 株式会社 J E U G I A
代表者名 代表取締役社長 西村 昌史
(コード番号：9826 東証第二部)
問合せ先 取締役経営管理部長 山根 篤
(TEL 075-255-1566)

単元株式数の変更、株式併合及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 29 年 6 月 29 日開催予定の第 66 回定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）に、単元株式数の変更、株式併合及び定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

全国証券取引所は、投資家をはじめとする市場利用者の利便性の向上等を目的に、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、すべての国内上場会社の普通株式の売買単位を 100 株に統一することを目指し、移行期限は平成 30 年 10 月 1 日となっております。当社も、東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、当社株式の売買単位である単元株式数を現在の 1,000 株から 100 株に変更することといたしました。

(2) 変更の内容

平成 29 年 10 月 1 日をもって、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(3) 変更の条件

本定時株主総会において、下記「2. 株式併合」に関する議案及び下記「3. 定款の一部変更」に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

2. 株式併合

(1) 併合の目的

上記「1. 単元株式数の変更」に記載のとおり、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するにあたり、単元株式数の変更後も、当社株式の売買単位当たりの価格の水準を維持し、また各株主様の議決権の数に変更が生じることがないように、株式併合（10 株を 1 株に併合）の実施を本定時株主総会に付議いたします。なお、発行可能株式総数については、株式併合の割合に応じて、現行の 2,400 万株から 240 万株に変更することといたします。

(2) 併合の内容

- ① 併合する株式の種類 普通株式
- ② 併合の方法・割合 平成 29 年 10 月 1 日をもって、同年 9 月 30 日（実質上 9 月 29 日）の最終の株主名簿に記録された株主様ご所有の株式について、10 株を 1 株の割合で併合いたします。
- ③ 併合により減少する株式数

併合前の発行済株式総数（平成 29 年 3 月 31 日現在）	8,272,500 株
併合により減少する株式数	7,445,250 株
併合後の発行済株式総数	827,250 株

（注）「併合により減少する株式数」及び「併合後の発行済株式総数」は、株式併合前の発行済株式総数及び併合割合に基づき算出した数値です。

- ④ 併合により減少する株主様

平成 29 年 3 月 31 日現在の株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりです。

	株主数（割合）	所有株式数（割合）
総株主	884 名（100.0%）	8,272,500 株（100.0%）
10 株未満	113 名（12.8%）	155 株（0.0%）
10 株以上	771 名（87.2%）	8,272,345 株（100.0%）

（注）上記の株主構成を前提として株式併合を行った場合、10 株未満をご所有の株主様 113 名（所有株式数 155 株）は、株主としての地位を失うこととなります。

- ⑤ 1 株未満の端数が生じる場合の処理

本株式併合の結果、1 株に満たない端数が生じた場合には、会社法第 235 条の定めに基づき当社が一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて交付いたします。

(3) 併合の条件

本定時株主総会において、本株式併合に関する議案及び「3. 定款の一部変更」に関する議案が承認可決されることを条件に、平成 29 年 10 月 1 日をもって、その効力が生じることといたします。

3. 定款の一部変更

(1) 変更の目的

上記「1. 単元株式数の変更（1）変更の理由」に記載のとおり、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するため、現行定款第 8 条（単元株式数）を変更するとともに、「2. 株式併合（1）株式併合の目的」に記載のとおり、株式併合を実施し、株式併合の割合に応じて発行可能株式総数を減少させるため、現行定款第 6 条（発行可能株式総数）を変更するものです。

なお、本変更につきましては、株式併合の効力発生日である平成 29 年 10 月 1 日をもって効力を生じる旨の附則を設け、同日をもって本附則を削除するものといたします。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線部は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>2,400</u> 万株とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>240</u> 万株とする。
(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、 <u>1,000</u> 株とする。	(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、 <u>100</u> 株とする。
中略 (新設)	中略 <u>附則</u> <u>第1条</u> <u>本定款第6条及び第8条の変更の効力発生日は、平成29年6月29日開催の第66回定時株主総会の第2号議案に係る株式併合の効力が発生した日とする。なお、本附則は、当該株式併合の効力発生日の経過後、これを削除する。</u>

(3) 変更の条件

第6条及び第8条の変更並びに附則第1条の新設については、本定時株主総会において、上記「2. 株式併合」に関する議案及び本定款変更に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

4. 日程

取締役会決議日	平成29年5月12日
定時株主総会開催日	平成29年6月29日(予定)
単元株式数の変更、株式併合、定款一部変更の効力発生日	平成29年10月1日(予定)

(注)上記のとおり、単元株式数の変更及び株式併合の効力発生日は平成29年10月1日ですが、株式売買後の振替手続の関係により、東京証券取引所における当社株式の売買単位が1,000株から100株に変更される日は平成29年9月27日となります。

以 上

【添付資料】

(ご参考) 単元株式数の変更及び株式併合についてのQ&A

(ご参考) 単元株式数の変更及び株式併合についてのQ&A

Q 1 単元株式数の変更と株式併合とはどのようなことですか。

A 1 単元株式数の変更とは、株主総会における議決権の単位及び証券取引所における売買の単位となる株式数を変更するものです。今回当社では、単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

また、株式併合とは、複数の株式を併せて、それより少数の株式にすることです。今回当社では、10株を1株に併合いたします。

Q 2 単元株式数の変更と株式併合の目的は何ですか。

A 2 全国証券取引所は、投資家をはじめとする市場利用者の利便性の向上等を目的に、国内上場会社の売買単位を100株に統一する「売買単位の集約に向けた行動計画」を推進しており、移行期限を平成30年10月1日に決定しました。当社も、東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、当社の単元株式数を1,000株から100株に変更することといたしました。併せて、単元株式数の変更後も、当社株式の投資単位の水準を維持し、また各株主様の議決権の数に変更が生じることがないように、株式併合(10株を1株に併合)を実施することといたしました。

Q 3 株主の所有株式数と議決権数はどのようになるのですか。

A 3 株主様の株式併合後のご所有株式数は、平成29年9月30日の最終の株主名簿に記載された株式数に10分の1を乗じた株式数(1株に満たない端数がある場合はこれを切り捨てます)となります。また、議決権数は併合後のご所有株式数100株につき1個となります。

当社では、単元株式数の変更に併せて株式併合(10株を1株に併合)を実施するため、ご所有株式数は減少しますが、議決権数については変動いたしません。具体的には、単元株式数の変更及び株式併合の効力発生の前後で、株主様のご所有株式数及び議決権数は下記のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	所有株式数	議決権数	所有株式数	議決権数	端数株式
例1	1,500株	1個	150株	1個	なし
例2	1,000株	1個	100株	1個	なし
例3	555株	なし	55株	なし	0.5株
例4	1株	なし	なし	なし	0.1株

株式併合の結果、1株に満たない端数(以下「端数株式」といいます。)が生じた場合

(上記の例3、例4のような場合)は、全ての端数株式を当社が一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて交付いたします。

なお、株式併合の効力発生前に「単元未満株式の買取り」の手続きをご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることも可能です。具体的なお手続きにつきましては、お取引の証券会社又は後記(※)の当社株主名簿管理人までお問い合わせください。

Q 4 株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値に影響を与えないのですか。

A 4 株式併合を実施しても、その前後で会社の資産や資本が変わることはありませんので、株式市況の変動など他の要因を別にすれば、株主様にご所有の当社株式の資産価値が変わることはありません。ご所有の株式数は、併合前の10分の1となりますが、1株当たりの純資産額は併合前の10倍となるためです。また、株価につきましても、理論上は併合前の10倍となります。

Q 5 受け取る配当金への影響はありますか。

A 5 株主様が所有する当社株式数は株式併合により10分の1になりますが、株式併合の効力発生日後に併合割合（10株を1株に併合）を勘案して1株当たり配当金を設定させていただく予定ですので、業績変動その他の要因を別にすれば、株式併合を理由として株主様の受取配当金に変動はありません。ただし、株式併合により生じた端数株式につきましては、当該端数株式に係る配当は生じません。

Q 6 株主は何か手続きをしなければならないのですか。

A 6 株主様にお願いする特段のお手続きはございません。

Q 7 具体的なスケジュールはどのようになっていますか。

A 7 次のとおり予定しております。

平成29年6月29日 定時株主総会開催日

平成29年9月26日 1,000株単位での売買最終日

平成29年9月27日 100株単位での売買開始日

平成29年10月1日 株式併合、単元株式数の変更及び発行可能株式総数変更の効力発生日

【※当社株主名簿管理人 お問い合わせ先】

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号

電話 0120-782-031 (フリーダイヤル)

(受付時間 平日 9:00 ~ 17:00)

以上